

令和4年度第1回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和4年5月31日（火）9時00分

場 所：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会	本田会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。 (さいたま市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となる。)
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名中、関口正夫委員、井原勇司委員、小林勝一委員、高松佳子委員が所用により欠席、本日の出席委員は17名、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号14番 石川幸利委員、議席番号15番 関根光一委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第1号 令和3年度さいたま市農業委員会業務実績報告について、事務局より説明。 (質疑応答) なし (採決) 議案第1号 令和3年度さいたま市農業委員会業務実績報告について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。 議案第2号 令和4年度さいたま市農業委員会業務計画(案)について、事務局より説明。 (質疑応答) (浅子委員) 違反農地の対応について、違反報告書を活用できていないのではないかと。私たち農業委員が違反農地を発見し、違反報告をしたあとの対応について、事務局と発見者である委員とで連携が上手くできていないことがあったが、今後、違反発見報告書を活用した取組みについてはどのように考えているのか。 (事務局) さいたま市農業委員会農地利用の最適化等の業務の実施規程に様式が定められており、農地法の違反を発見した場合に違反発見報告書を提出していただくことになっている。この報告書を提出いただいた後に、事務局と委員で現地を確認し、指導にあたるというものである。この報告書については、浅子委員のご指摘のとおり活用しているとは言えない状況にあるが、農地法違反については委員から報告をいただき、速やかに現地調査を行い、是正を求めているところである。報告書の活用については、このような様式があるということを変更して委員の皆様にご理解いただいたうえで、違反指導にあたりたいと考えている。 (浅子委員) 農業委員会の活動は、第三者から見て理解が難しいことがあるため、見える化や数値化することが大事だと思う。書式の活用については今答弁があったが、事務局長から更に決意があればお聞きしたい。

(事務局)	事務局としての取組みについては先ほど農地調整課長補佐が答弁したとおりであるが、その中でもあったとおり、委員と連携しながら現場活動の速やかな違反是正活動に向けた取組みを一体となって実施していきたいと考えている。
(備藤委員)	視察研修を実施するとあるが、コロナが始まって以来県外研修等は非常に伸びづらくなっている。今年度に関してはどのように考えているのか。また、予算措置はとれているのか。
(小山委員)	過年度の県外研修等については、計画はしたものの、相手先の受け入れが困難ということもあり残念ながら中止になってしまった。今年度については、我々の任期の最終年度ということもあり、是が非とも視察研修を実施したいと考えている。現段階では、三浦半島で研修を計画している。予算措置については、密を避けるためにバスを2台分予算化しているが、また受け入れが困難ということになれば再度検討しなければならない。2回目の視察研修については、来年の1月ごろ、さいたま中央地区の土地改良区の視察をしたいと考えている。その他については、昨年度とほとんど同様であり、座学研修等を含めた計画を作成している。大変忙しいとは思いますが、積極的な研修への参加をお願いしたい。
	<p>(採決)</p> <p>議案第2号 令和4年度さいたま市農業委員会業務計画(案)について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>議案第3号 さいたま市農地利用最適化推進委員選考委員の選出について、</p> <p>議案第4号 さいたま市農地利用最適化推進委員の募集期間について、</p> <p>議案第5号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に係る農地利用最適化推進委員を選考するための評価に関する基準について、</p> <p>議案第6号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、</p> <p>議案第7号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について、事務局より説明。</p>
	<p>(議案第3号に対する質疑応答)</p> <p>なし</p>
	<p>(議案第3号に対する採決)</p> <p>議案第3号 さいたま市農地利用最適化推進委員選考委員の選出について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p>
	<p>(議案第4号に対する質疑応答)</p> <p>なし</p>
	<p>(議案第4号に対する採決)</p> <p>議案第4号 さいたま市農地利用最適化推進委員の募集期間について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p>
(浅子委員)	<p>(議案第5号に対する質疑応答)</p> <p>選考評価シートについて、農業団体等からの推薦と、単独組織、複数組織、自治会、その他からの推薦は、配点の差があるのか。私は差をつけるべきではないと思うが、実際の運用はどのようなものか。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>差はつけていない。</p> <p>(議案第5号に対する採決) 議案第5号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に係る農地利用最適化推進委員を選考するための評価に関する基準について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>(議案第6号に対する質疑応答) なし</p> <p>(議案第6号に対する採決) 議案第6号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p>
<p>(山本委員)</p>	<p>(議案第7号に対する質疑応答) 担当地域の区分けが28番までであるが、これは何を根拠に区分けしたのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>推進委員の区分けについて、農業委員会等に関する法律では農地面積100ヘクタールに対し1人、市内農地に対し40ほど設置が可能であるが、従来の農業委員の選挙区数30を基本に当時検討された経緯がある。農地面積、農家戸数、農業委員数とのバランスも考慮しており、また、当時市内に30アール以上農地を所有している農家の所有面積が2700ヘクタールほどあり、これらの観点から28地区として位置付けられている経緯がある。</p>
<p>(山本委員)</p>	<p>私も以前推進委員として活動したことがあった。私の地区は、農地面積は少ないが、範囲が広く、バイクで400km走った。地理的に行ったことが無いところも多く、現地の農業者と話すこともできない、顔も知らないというような状況であった。次の農業委員や推進委員に応募してもらうにも、あまりにも広くてやりようがないのではと思う。この点について、どうにかならないものか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>先ほど過去の30の選挙区を基本に国で定められた一定の農地面積で当時議論の末決められたという記録を説明したが、これについては、条例に28名という規定があり市議会に議決を受けているということ、さらには推進委員の報酬についても市議会の議決をいただいているため、地区の見直しについては、一定の調査をしたうえで市議会に提案をして条例の改正をお願いするという手続きが通例になっている。そうすると、次の改選が先ほど議案説明の中で申し上げた9月に向けて準備を進めているため、現段階では物理的に大変困難であると感じる。しかしながら、その次の改選のときには、今申し上げたような手続きをするしないを含め、農業委員会の会議の中で、例えば地区割についての委員会を設けてそこでご議論いただくなど、そのような過程は経たうえて、市議会に提案するしないについても決めていけるのではないかと事務局としては考えている。</p> <p>(議案第7号に対する採決) 議案第7号 さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>議案第8号 さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、事務局より説明。</p>

<p>6 そ の 他 (事務局)</p>	<p>(質疑応答) なし 議案第8号 さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>さいたま市では市制施行20周年を機に、市民の皆様から寄せられた様々なご意見をもとに、郷土への思いや市民としての誇りなどが込められた、さいたま市民憲章を令和3年7月1日に制定したところである。さいたま市民憲章が市民の心のよりどころとなり、世代を超えて受け継がれていけるよう、市民の皆さまと力を合わせてこの憲章を広めていきたいと考えている。お手元にお配りした資料については、その文章の思いがリーフレットとしてまとめられているので、お読みいただき、さいたま市民憲章に親しみ、理解を深めていただきたい。</p> <p>第3地区の裏慈恩寺という地区で、違法に盛土がされてしまっている案件がある。これについては、今までも農業委員会のみならず関係所管課で違反指導を行ってきたが、改善が見られず今に至る。農業委員会としてもさらに強い指導等を検討しているが、それについて、まず担当地区の委員には見ていただいていたが、先日西形会長にも相談し、今後の措置等を考えるのであれば具体的に見に行った方がよろしいのではないかと提案があった。については、西形会長をはじめとする運営委員の皆さま、および慈恩寺地区の農業委員、推進委員にご同行いただき、来月の中旬に現地を見に行くこととなった。見た結果については改めて報告するが、それを踏まえ、今後どのように指導を強化していくか検討していく。</p>
<p>7 閉 会</p>	<p>石川会長職務代理者より閉会を宣言。</p>

